

宮 監 公 表 第 3 号
令 和 4 年 1 月 2 7 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河 野 まつ子
荒 木 敏
森 大
黒 木 恒一郎



定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
都市整備部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和3年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和3年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：都市整備部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(都市計画課)</p> <p>①令和2年度の手書き領収証 (No. 450356) の書損処理について、不正使用を防止するため領収証と領収証 (控) を一緒に綴じ込むべきところ、書損領収証が保管されていなかった。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>①令和3年度の行政財産使用料について、行政財産使用料条例に「土地の使用の期間が1月に満たないときの使用料の額は、当該土地の使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じて得た額としていなかったため、過少徴収しているものがあつた。 【正】 261円 【誤】 237円</p> <p>(市街地整備課)</p> <p>①令和3年度の消耗品購入に係る執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書について、課長の専決であるにもかかわらず、課長の決裁がなかつた。</p> <p>②令和3年度の土地使用料に係る執行伺書について、予定価格が設定されていないものがあつた (2件)。</p> <p>③行政財産の目的外使用許可について、次のような不備があつた。 ア 令和2年度・令和3年度の南原通線事業用地に</p>	<p>(都市計画課)</p> <p>①領収証の書損処理について、原本との差し替えを徹底するよう事務処理手順を見直した。また、領収証の誤りを無くすよう、発行時の確認手順についても見直しを行った。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>①不足額 (24円) については、相手方に説明し、変更調定後に追加納入していただいた。 関係法令や事務取扱説明資料等について改めて確認を行い、事務処理の適正化を図るとともに、課内での情報共有を行う。また、決裁の際は根拠条例等の最新の情報を確認し添付するなど、課内でのチェックを確実にを行う。</p> <p>(市街地整備課)</p> <p>①事務決裁処理において、二重チェックを行うよう手順を見直した。</p> <p>②今後も財務規則の順守を徹底するとともに、チェックシートにより複数人で確認を行う。</p> <p>③ア、イ 不備の内容について相手方に説明</p>

係る使用料について、支線については、共架電線その他上空に設ける線類の金額で算定すべきところ、その他の柱類の金額として算定し徴収していた。

・令和2年度

【正】 $63 \text{ 円} + (6 \text{ 円} \times 5 \text{ m}) = 93 \text{ 円} \Rightarrow 100 \text{ 円}$

【誤】 $63 \text{ 円} \times 2 = 126 \text{ 円}$

・令和3年度

【正】 $63 \text{ 円} + (6 \text{ 円} \times 5 \text{ m}) = 93 \text{ 円} \Rightarrow 100 \text{ 円}$

【誤】 $63 \text{ 円} \times 2 = 126 \text{ 円}$

イ 令和2年度の宮崎駅東通線事業用地に係る使用料について、支線については、共架電線その他上空に設ける線類の金額で算定すべきところ、その他の柱類の金額として算定し、占用料の総額が100円に満たないときは、100円とするとされているにもかかわらず、100円として算定しないまま徴収していた。

・令和2年度

【正】 $6 \text{ 円} \times 5 \text{ m} = 30 \text{ 円} \Rightarrow 100 \text{ 円}$

【誤】 63円

ウ 令和2年度の明神原通線事業用地に係る使用料について、公有財産規則第24条の2に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた(1件)。

(景観課)

①令和2年度のガーデンツーリズム促進事業に係る補助金について、次のような不備があった。

ア 補助金交付申請書について、事業着手が令和2年4月1日からであるにもかかわらず、事業開始後の令和2年11月18日に提出されたものを受付し、12月15日に交付決定していた。また、補助金交付申請書の提出前に事業が着手され、支出が行われていた。

イ 補助金交付申請書の添付書類である事業計画書について、事業内容を記載すべきところ、経費の名称が記載されているだけのものを受付けていた。

し、過大・過少徴収分について償還・追徴を行った。

今後は、行政財産使用料の算定に当たり条例や取扱指針の最新情報の確認を改めて徹底するとともに、チェックシートを活用して複数の決裁者でチェックを行う。

③ウ 条例及び規則の確認を改めて徹底するとともに、チェックシートを活用して複数の決裁者でチェックを行う。

(景観課)

①

ア 今後は補助金交付事務について確認作業を徹底し、適正な処理を行う。なお、交付申請書の提出前に支出が行われた経費については返還を求める。

イ 今後は事業計画書について、必要な内容が十分記載されているか審査を徹底する。

【意見】

(景観課)

①ガーデンツーリズム促進事業に係る補助金交付決定書の「3 交付決定に付した条件」について、交付決定の適否判断で審査すべきものが記載されていた。

本来、補助金交付決定書は、条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付の申請をした者に通知し、決定内容を示す重要なものであることから、補助金の性質上、真に必要な条件を記載するよう、他の補助金交付決定書を含め、見直しを検討されたい。

①

他の補助金交付決定書も含めて真に必要な条件を記載するよう点検作業を行い、早急に見直しを行う。

令和3年12月28日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

